

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六一七）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「通用期間が」を「通用期間を」に、「である」を「と同じくする」に、「交替制勤務に」を「一般職員給与条例第八条の三第一項、学校職員給与条例第十一条の三第一項又は警察職員給与条例第十三条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同項第二号中「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第八条の二中「含む」を「含む。次項において同じ」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、条例第八条第二項第二号等の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第八条第二項第二号等の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第十三条第三項中「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第十四条中「条例第八条第四項等」を「一般職員給与条例第八条第四項、学校職員給与条例第十一条第四項及び警察職員給与条例第十三条第四項（以下「条例第八条第四項等」という。）」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 条例第八条第四項等の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除き、法第二十二条の四第一項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された者にあつては、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者に限る。）在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に改め、同号中イを削り、口をイとし、ハの前に次のように加える。

口 職員の分限に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十八号）第一条第一号の規定による休職から復職したこと。

第十六条第一号ハを削り、同条第一号中「住居から」を「住居（特定住居を含む。）から」に改め、同条に次の一項を加える。

2

前項第一号及び第一号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第一号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 通勤のために利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 前号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれに準ずる住居であると認めるもの第十六条の一第三項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

第十七条第一項中「離職し」を「離職をし」に改める。

第十七条の一第一項第一号中「離職し」を「離職をし」に改め、同項第二号中「（昭和四十年徳島県条例第十八号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第一項第一号の改正規定（「交替制勤務に」を「一般職員給与条例第八条の三第一項、学校職員給与条例第十三条の三第一項又は警察職員給与条例第十三条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に」に改める部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。